

ある行為がセックスであるとはどのようなことか¹

—性的であること、共同行為であること、その先?—

長谷奏音（神戸大学）

0 イントロダクション

本研究が行うのはセックスという行為に定義を与えることである。具体的には、ある行為をセックスであるとするために必要なことは、その行為が性的であることと、その行為が共同行為であることの2つであると主張する。そしてその後に、そこからさらなる分類が与えられるとすれば、それはセックスに伴う身体的な接触の程度による分類であると主張する。

セックスという行為は多くの言説の対象となり関心を集めてきた行為だ。そのなかで、その他の行為とセックスを分けるものが何かという問いについては、セックスの内部で優劣を論じる主張とは異なり、大きな関心を集めることは少なかった。しかし、セックスという行為の範囲を考えることは、セックスをめぐる議論を基礎付けるために不可欠なことであろう。

本研究が提案するセックスの定義は、現状の多様なセックスに対応する包括的なものである。そしてセックスの包括的定義を明示的に与えることは、「それはまともなセックスではない」「それは正しいセックスである」などといった、セックスをめぐる規範的言説を批判的に評価する契機となるだろう。

1 なぜセックスの定義を問題とするのか

1-0 イントロダクション

本研究はセックスという行為がその他の行為からどのように分けられ、どのような範囲を持つのか、ある行為がセックスであるとはどのようなことかを考えるものである。この存在論的研究は、倫理的な含みをもつ。そして、この倫理的な含みこそが、私がセックスの存在論の研究を行う理由である。以下では、セックスの存在論研究を行う倫理的な理由について説明する。

1-1 セックスの優劣についての主張とその悪さ

ゲイル・ルービンは、1982年に「性を考える セクシュアリティの政治に関するラディカルな理論

¹本発表は現在執筆中の修士論文の内容の一部をまとめたものである。そして本発表の目的は、現在の研究計画を発表することで、修論執筆のための情報を集めることだ。そのため質問だけではなく、研究の改良に役立つコメントやアドバイスも大歓迎である。基本的には哲学若手研究者フォーラムの提供するGoogleフォームから受け付けているが、期限を過ぎてしまった場合や、ファイルに書き込んで詳細にコメントしていただける場合などはメール（hshspcpc@gmail.com）も利用できる。

のための覚書」で、セックスの優劣をある基準によって判定するような主張や、それに基づいた差別的な法や社会を批判した。ルービンによると、セックスはしばしば「善良な、正常な、祝福された」ものと、「邪悪な、異常な、不自然な」ものに分けて語られる。よいとされる側にはたとえば異性愛の、既婚の、非乱交的な、生殖的なものが置かれ、悪いとされる側にはたとえば同性愛の、非婚の、乱交的な、非生殖的なものが置かれる。そしてこのヒエラルキーは、他の様々なイデオロギーのシステムと同じような形で、この性的なヒエラルキーによる特権を持つ人々の安寧や、性的に下層に位置付けられる人々の不幸を合理化すると主張される。

特定のタイプのセックスを優れたものであるとする主張は、多かれ少なかれこのような性質を持つことは否定できないだろう。そしてその優劣関係が正当化されておらず、単に現在支配的な価値観を強化し差別を助長するだけのものであったとしても、広く受け入れられてしまえば、劣っているとされた属性のセックスを行う主体への攻撃の素地となる。またそうしたセックスを行う主体は道徳的に劣った者とみなされ、そのために反論は無視され、さらには反論を行ったということ自体が道徳的な非難の対象になるといったような、差別によくみられるような状況に陥ることが考えられる。

1-2 規範的言説への批判のために存在論が重要である理由

セックスという行為の優劣を語る主張は、優れているとみなされる特徴を持つセックスについて「こういうものがセックスである」、劣っているとみなされる特徴を持つセックスについて「これはセックスではない」というように、優劣以前にそれを同種と認めないような言葉を使う傾向がある。この主張におけるカテゴリーの誤り、あるいは攪乱を防ぐために、まずは定義を与えることで、劣っているとみなされる特徴を持つセックスからセックスであることすら奪うような、そういった主張を封じることができるだろう。

1-3 考えうる世界への影響

ある主体がセックスと認識している行為について、それが多数者からセックスでないと誤って認識されるならば、その認識によって不必要な苦しみや葛藤を生むかもしれない。ある恣意的な定義によって、当事者がセックスとみなしている行為がセックスと定義されないのならば、それは理論的な欠点となる。そしてその定義による認識が多数派となったときに、その認識に取りこぼされるような行為を行う主体は、多数者との認識の齟齬に苦しむかもしれない。このことは、社会において少数派がしばしば受けるマイクロアグレッションの1つの素地となる。たとえばゲイやレズビアンのカップルは、「どちらが”男側”なの?」「どうやってセックスするの?」といったような、マジョリティ同士であればあり得ないような不躰な質問がしばしば浴びせられる。本研究がこうした事態を避けるための助けになるかもしれない。

また法学において、性暴力は単なる暴力とは区別され、より重い罪とされる。職場などでのハラスメントも、それが性的なハラスメントであると認められれば、一般に重く扱われる。日本においては2017

年の法改正まで²、強姦罪と準強姦罪の客体は女性のみであり、またその成立には姦淫、すなわち男性器の女性器への挿入が必要であった³。このことは、妊娠の可能性という点を考慮すれば根拠のないものではない。しかし、それ以外のケースの性暴力を規定するために性的行為の条件を考えることは、取りこぼされがちな男性への性暴力や性的少数者への性暴力を正しく認識することにつながるだろう。

2 セックスの定義についての枠組みの提案

2-0 イントロダクション

第1章では本研究の意義を説明した。本章では、まず第1節でセックスは性的な共同行為であるという定義を提案する。そして第2節と第3節では、性的であること、共同行為であることを、それぞれどのように定式化すればセックスの定義としてうまく機能させることができるのかを検討する。

2-1 分類方法の構築

セックスを定義するための手続きとして、セックスである行為とそうでない行為を分ける基準を特定することが考えられる。たとえば1人で自慰を行うことや、パートナーにマッサージしてもらうことについて、これらとセックスとを分けるものは何なのだろうか。前者は行為が単独行為であることによって、後者は行為が性的でないことによって、セックスではないと考えられているようだ。このことから、セックスである行為の必要条件として、2つの条件を提案する。1つめに、それが性的な行為であること、これを性的条件と呼ぶ。2つめに、それが共同行為であること、これを共同条件と呼ぶ。この2つを満たす行為は少なくともセックスであるかもしれない行為であり、どちらかでも満たさない行為はセックスでない行為であるように思える。たとえば散歩や水泳のような、どちらも満たさない行為はセックスでないというのは明らかであろう。これを図に示すと以下になる。

図1	性的でない	性的である
単独行為	行為1 散歩 ゲーム 水泳	行為2 自慰 ポルノ鑑賞(?)
共同行為	行為3 野球 柔道 マッサージ	行為4 セックス etc?

行為1にはセックスであるような行為は含まれないとして、ここからは性的である条件と共同行為であ

² 2017年の法改正で強姦罪は強制性交等罪、準強姦罪は準強制性交等罪に改正されており、改正後の法では客体は女性に限定されておらず、行為についても、性交、肛門性交、口腔性交に拡大されている。今回の発表では行えなかったが、今後は性に関する法について歴史的な経緯を踏まえた検討を行う必要があると考えている。また日本の法に限らず、主に性犯罪や性暴力についての比較法研究を参照しながら、現状では法が性的であることをどのように規定しているのかを確認する必要があると考えている。

³ 矢野恵美 (2006)pp.319-320

る条件を明確にすることと、そのときに行為 2 と行為 3 にセックスであるような行為が含まれないかを確認することが必要がある⁴。本章ではここから、まず第 3 節で性的条件を提案し、その後の第 4 節で共同条件を模索する。

2-2 性的条件

まず、性的条件を考える。この条件によって、単なる共同行為と、性的な共同行為であるセックスが分けられることになる。

性的であるとはどのようなことかという問題は、それ単体として研究の蓄積のある大きな問いだ。ここで参考にしたいのは、パディ・マックイーン(2021)「性的相互作用と性的不義」だ。マックイーンは、不倫を規定するには性的相互作用の存在が重要であり、この性的相互作用には、「主体が性的欲望を満たそうとする意図」と「2人か、それ以上の主体が(反応的で支援的な方法で性的欲望を満たそうとする意図を持って)性的活動に参加していること」が必要だと主張する。マックイーンはセックスという行為の規定を目指しているわけではないのだが、「主体が性的欲望を満たそうとする意図」をある相互作用についてそれが性的であることの条件として定めており、これはある共同行為についてそれが性的であることの条件を定めることに非常に近い。そのため現時点ではこれを性的条件として採用することにして、これを性的条件についての意図主義と呼ぶ。これに近い主張として、アラン・ゴールドマン(1977)「セックスそのもの」がある。ゴールドマンによると、性的欲望とは他者の身体に触れたい、その接触が生み出す快楽を得たいという欲望であり、性的行為とは主体がそうした欲望を満たそうとする行為であると定義した。ゴールドマンは性的行為を、性的欲望を満たそうとする意図を持った行為であるといっているのであり、これは先の性的条件についての意図主義と同じである。

性的条件についての意図主義とは異なる選択肢として、ロバート・グレイ(1978)が提案するような、ある活動を性的なものとするのはそこから得られる快楽の性的な性質に他ならないとする快楽主義や、ジェロウム・シェイファー(1978)が提案するような、特定の部位の身体的な興奮(膨張や粘液の分泌など)を重視する立場がある。性的快楽への欲望を満たそうとする意図を重視する意図主義は、性的快楽を重視する快楽主義と近いものであるが、意図主義には快楽主義の欠点を回避できるという利点がある。快楽主義の欠点とは、たとえば自転車に乗っていて不意に生じてしまった性的快楽のためにツーリングを性的行為としてしまうことや、快楽を発生させることに失敗したパートナーとの触れ合いを性的行為で

⁴ 行為 2 と行為 3 にセックスであるものが含まれていないかについて、本発表では詳しく検討することができなかったが、ここで方針だけを示しておく。行為 2 と行為 4 の境界事例として、たとえばラブドールや動物との性行為、あるいはラブドールや動物を使った性行為などが、共同行為であるか否かの論点となるだろう。この点については、たとえば主観的には共同行為であるが失敗しているかもしれないといったような観点から検討できるのではないかと考えている。行為 3 と行為 4 の境界事例として、たとえば性的欲望を満たすことへの(隠された)意図を相互に伴う共同行為が考えられる。これはセックスではないだろうと考えているが、それならばそう考えることの根拠を示し、定義についてもこれを行為 4 に含めないようなものを構築する必要がある。

ないとしてしまうということである。意図主義では前者は意図がないため性的でなく、後者は失敗していたとしても意図があるため性的であると考えることができる。

性的条件にはさらなる検討が必要であるが、現時点では「主体が性的欲望を満たそうとする意図」を、ある行為が性的であることの基準とする。

2-3 共同条件

次に、共同条件を考える。この条件によって、自慰などの性的な単独行為と、セックスという性的な共同行為が分けられることになる⁵。

ある行為が共同で行われるとはどのようなことかという問いは、それ単体で研究の蓄積のある大きな問いだ。性的条件の節でも紹介したマックイーン(2021)は、彼が規定したい性的相互作用について、ブラットマンの共有された友好的行為 (shared cooperative action) についての理論を参考に、それがどのように他者と関係して行われる必要があるのかを説明した。性的相互作用は簡潔には、2人以上の人間が相互反応的かつ相互支援的な方法で、性的欲求を満たすことを意図して、一緒に性的活動を行うことであると定義される。マックイーンが性的相互作用を規定しようとする目的は、排他的な性愛関係を結んでいる場合に性的相互作用が当該関係の外で生じれば、それは性的不義、つまり浮気や不倫にあたると論じるためなのであった。そしてマックイーンによればこの性的相互作用の定義では、一般的に性的不義であると考えられているよりも非常に広範な、たとえばポルノ鑑賞などの行為も、ポルノ使用者とポルノ製作者の間で長い距離と時間を隔てた相互作用が成立するために、性的不義になるという。本稿の目的は、マックイーンの性的不義の定義を提案するという目的とは異なるのであるが、他者との関係において性的な共同行為が形成されることの説明を行う重要な先行の理論として参考にすることができるだろう。

セックスの定義についての共同条件を規定するために他に、アンスコム、デイヴィッドソン、サールの共同行為についての議論を参考にしたいと考えているが、現状ではどのように利用できるかを検討している段階である。

セックスについて哲学の分野で論じられた研究に目を向けると、セックスにおいてはコミュニケーションが重要であるとする主張が散見される。たとえばネーゲル(1969)の「性的倒錯」の議論は、セックスには複雑で再帰的な相互認知が働く種類のものがあり、そういったセックスが非倒錯的で完全なセックスであると主張している。この再帰的な相互認知は、人間の相互行為にありがちな1つのタイプの複雑性の1例であるともネーゲルは述べており、この議論は性的共同行為をある種の相互的なコミュニケー

⁵ 共同条件は、性的条件と切り離して考えることが難しい。そのためセックスという行為の定義を、性的条件と共同条件の連言というよりは、性的条件を満たす性的な行為のなかで、さらに性的な共同行為であるものための条件を満たすものであると考える方針をとったほうがよいかもしれない。つまり、共同条件は単独行為と共同行為を分けるものというよりは、性的単独行為と性的共同行為を分けるものと考えたほうがよいかもしれない。このような性的条件と共同条件との関係について、さらなる検討が必要である。

ションの形式によって規定する議論でもあるようにも思える。他にソロモン(1974)やムルトン(1976)も、コミュニケーションに言及しながら性的行為を論じている。ウォーラード(2010)はさらに、そういった相互作用がポルノでは発生しないことから、セックスをすることとポルノを使用することの差を考えている。

これらのことから、共同条件を考えるために、セックスを構成するために必要なコミュニケーションとはどのようなものかを考えるという方針が有効そうである。このコミュニケーションについて、現代の技術では距離は問題としないと考えられることができる。第3章の先取りとなるが、テレホンセックスは接触を伴わないセックスと考えることができる。また言語的なコミュニケーションも必要であるとはいえないだろう。時間幅は問題となるかもしれない。SF的な想定をすると、1光年離れた相手との1年ごしの文通は、コミュニケーションであると考えるのが一般的であろう。それが10年でも成立するが、100年なら人間の寿命を考えると成立しない。これが性的なコミュニケーションであるとする、1年ごしでさえ成立しないように思える。1月でも1日でも成立しない。1時間でもだめだろうが、10分では成立しうるように思える。10分では成立するというのは、性的興奮が持続しそうであるからかもしれないと考えており、このラインから検討していけないのではないかと考えている⁶。性的なコミュニケーションの成立についての検討事項として他に、ネーゲルが提案する例であるが、参加する主体が性的な幻想や妄想に耽っている場合を検討する必要があるかもしれない。これは相手の感情を害する可能性があるかもしれないが、セックスではあるだろうと考えている。相手に幻想を抱きながら性的コミュニケーションを行うことは、むしろ相手の幻想に付き合うような性的コミュニケーションを行うことは、一般的なことのよう思える。

共同条件は現時点では明確に示すことができていないが、以上のような観点から検討していきたいと考えている。

3 性的な共同行為の内側

3-0 イントロダクション

第2章では、性的な共同行為がセックスであると考えていることを提案し、そして性的要件を満たすことと共同要件を満たすこととはどのようなことかを考えた。本章ではこれらの条件を満たす行為4の内側の行為について考えていく。ここで考えたいことは2つある。まず1つめに、行為4の内側にセックスでないものが含まれていないか。そして2つめに、行為4の内側のセックスであるような行為に、さらなる分類を設けるとすれば、それはどのようなものであり、またなぜその分類が必要なのかということだ。1つめの問いは、性的条件と共同条件を十分に検討できていない現時点で検討することは難しいため、本

⁶ この点について、たとえばBDSMにおいて相手を縛って1時間放置する場合や、相手に1週間性的な制約を与えるような場合など、性的興奮が時間を隔てたコミュニケーションにおいても持続する場合があるという意見が寄せられており、性的なコミュニケーションが可能である時間幅についても、さらなる検討が必要であると考えている。

発表では扱わないことにして、本章では2つめの問いについて検討する。

3-1 セックスを分類する理由

第1章で述べたように、セックスという行為の内部で区切り線を引いて別種のものとして扱い、さらに規範的な主張を行うことには、性的少数者への差別を助長する危険があった。本研究はセックスに伴う接触の程度によってセックスを分類することの提案を含むものである。しかしこのことによって、どちらかを価値として優れた/劣ったものとして扱うことは一切しない。この分類を提案する理由は2つある。1つめは法的な理由であり、2つめは社会的な理由である。

まず法的な理由について説明する。接触の程度によってセックスを分類するのは、それらが同意なく行われるときには、それらはそれぞれに異なる種類の加害として扱われることが正当であるように思われるからである。まず身体的接触があった場合には傷害の可能性があること、さらに粘膜への接触があった場合には性感染症への感染の危険があること、さらに女性器への接触があった場合には望まない妊娠の危険があることから、これらは別種の加害であると考えることができる。こういった発生する可能性のある加害の種類が異なるために、これらは法的には、分類して扱われることが正当であるように思える。現状の法がこのような接触の程度の差をどのように扱っているのかについては、法学における性的であることの規定とともに確認する必要がある。

次に社会的な理由について説明する。接触を伴わないセックスや、非常に限定的な接触のみを伴うセックスを、本研究では挿入を伴うようなセックスと同様に、あくまでセックスという行為の内側のものとして扱うのだが、しかし分類を与えることにも利点があるのではないかと考えている。それらを分類したうえでセックスであると主張するで、そのようなセックスが存在するということをむしろ強調することができ、そのようなセックスとそれを行う主体を包摂することにつながるのではないかと考えている。こうした接触の少ないセックスとして具体的には、たとえば全く身体に触れずに音声や視覚によるコミュニケーションのみで互いに性的興奮を高め性的快楽を得るような場合が考えられる。このような行為がセックスであると考えることの正当化は、第2章のさらなる検討とあわせた今後の課題である。

4 まとめ

本発表では、この冬に修士論文としてまとめる研究の紹介を行った。本発表の目的は広くコメントやアドバイスを求めることであり、そのために計画していることの全貌を示すということが最も重要な目標なのであったが、それについては達成することができたと考えている。しかし議論は非常に甘く、さらには議論に必要な情報を示すことさえできていない箇所も散見される。このような点については本発表を通して得られた知見を踏まえて、修士論文の執筆期間として残された6ヶ月間で、できるかぎり正確で細やかに情報を集め、できるかぎり精微な議論を構築することを目指したい。

参考文献

- Goldman, A. 1977. "Plain sex." *Philosophy & Public Affairs* 6(3): 267–287.
- Gray, R. 1978. "Sex and sexual perversion." *Journal of Philosophy* 75(4): 189–199.
- Nagel, T. 1969. "Sexual Perversion." *Journal of Philosophy* 66(1) First published in: Thomas Nagel, *Moral Questions*, Cambridge, Cambridge University Press, 1979. (「性的倒錯」、『コウモリであるとはどのようなことか』、永井均訳、勁草書房、1989年。)
- McQueen, P. 2021. "Sexual Interactions and Sexual Infidelity". *Journal of Ethics* 25: 449–466.
- Moulton, J. 1976. "Sexual Behavior: Another Position," *Journal of Philosophy*, 73(16): 537-546.
- Rubin, G. 1984, "Thinking Sex : Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality." In *Pleasure and Danger*, ed. Carole Vance, London: Routledge. (「性を考える」、『現代思想』25(6): 94-144、河口和也訳、1989年。)
- Shafer, J.A. 1978. "Sexual desire." *Journal of Philosophy*, 75(4): 175-189.
- Solomon, R. C. 1974. "Sexual Paradigm," *Journal of Philosophy*, 71(4): 336-345.
- Woollard, F. 2010. "Cheating with Jenna: Monogamy, pornography, and erotica." In *Porn-Philosophy for everyone: How to think with kink*, ed. D. Monroe, 93-104. London: Blackwell.
- 矢野恵美、2006、「刑法における性犯罪規定と性犯罪加害者対策・被害者対策に関する一考察」、『ジェンダー法・政策研究叢書』、齋藤豊治・青井秀夫編、東北大学出版会、319-356。